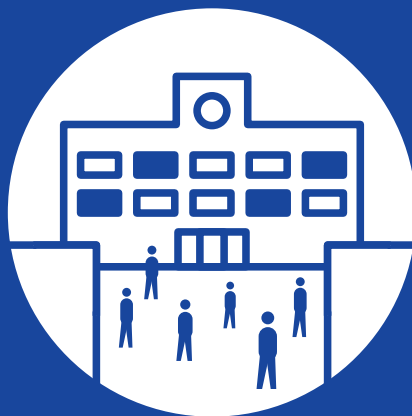


群馬県

学校再開に向けた ガイドライン

[改訂版]



登校前・登校時
学校生活
学校行事
給食・食事
部活動
休校等の基準



WEB サイト

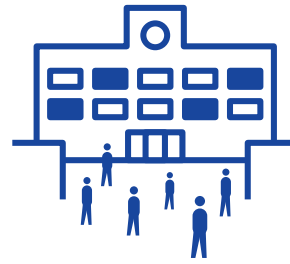
https://www.pref.gunma.jp/07/b21g_00633.html

令和 2 年 5 月

登校前・登校時



毎朝の検温



時差登校



はなれて歩く

通常登校に対応する内容

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察の記録表」に記入する。また、同居の家族にも検温や体調確認をしていただき、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらう。
- 体温が37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童生徒は、自宅で休養する。
- 非接触型体温計で、登校時に、児童生徒の体温を測り、37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や体調不良がみられる場合は、健康観察をしっかり行った上で帰宅させる。
- 登校時にはマスクを着用する。
※マスクがない場合は、家庭や地域に作成の協力を得る。
- こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。
- 学校に登校したら、各教室に入る前に、手洗いを確実にを行う。

分散登校時に対応する内容

※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 学年、クラスを2から3グループに分け登校させるなど、児童生徒が一斉に学校に集まることを避ける。

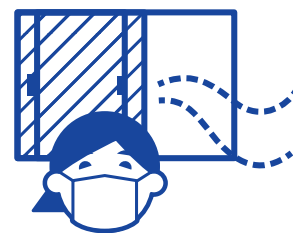
学校生活



水筒持参



手洗い



換気

通常登校に対応する内容

- こまめに手洗いを行う。
- こまめな水分補給を行う。授業中にも水分補給を行うことを認める。
- 朝のホームルームでマスクの所持について確認し、室内では通常マスクを着用（運動時を除く）する。
- 換気のため、各教室は、原則、対角線上の2か所以上の窓を常に開けておく。加えて、休み時間には、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共用部分は、できるだけ触れる回数を減らす。共用部分は、1日1回以上アルコールなどで消毒する。
- 校内に、手洗いや咳エチケットのポスターを掲示し、児童生徒の指導を徹底する。 ※参考ポスター（P.3）
- 室内においては、児童生徒間の距離を1メートルを目安として、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにする。

分散登校時に対応する内容

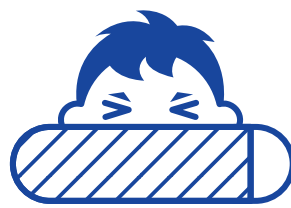
※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 休み時間ごとに手洗いを行う。手洗いの際、洗い場に児童生徒が集中しないよう、授業時間を短縮して、休み時間を長く設けるなどをする。
- 室内においては、児童生徒間の距離を2メートル（最低1メートル）確保するよう、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにする。

学校行事



マスク



咳エチケット



通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事については、当分の間実施しない。
- 修学旅行については、延期・縮小・中止について検討する。
- 体育祭や文化祭、発表会など、修学旅行以外の学校行事についても、感染防止及び授業時数確保の観点から、縮小・中止・延期等について検討する。
- 学校行事を行う場合は、近隣都県及び本県における感染状況や県主催イベントの実施ガイドライン等も踏まえ、実施時期や内容について検討する。

参考ポスター



内閣官房：新型コロナウイルス感染症の対応について
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html



感染予防のために、できること。

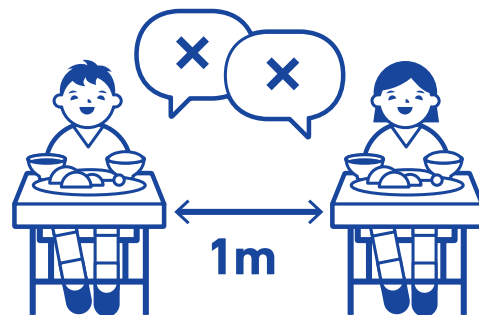
<https://www.bowlgraphics.net/covid19>

この作品は クリエイティブ・commons 表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。
Supervision : Kenji Shibuya (King's College London), Yoshiro Hayashi (Kameda Medical Center),
Narumi Hori (National Center for Global health and Medicine), Eiji Kusumi (Navitas Clinic)
Design / Illustration : Takashi Tokuma (bowlgraphics inc.)

給食・食事



手洗い



1mはなれ、しゃべらない

通常登校に対応する内容

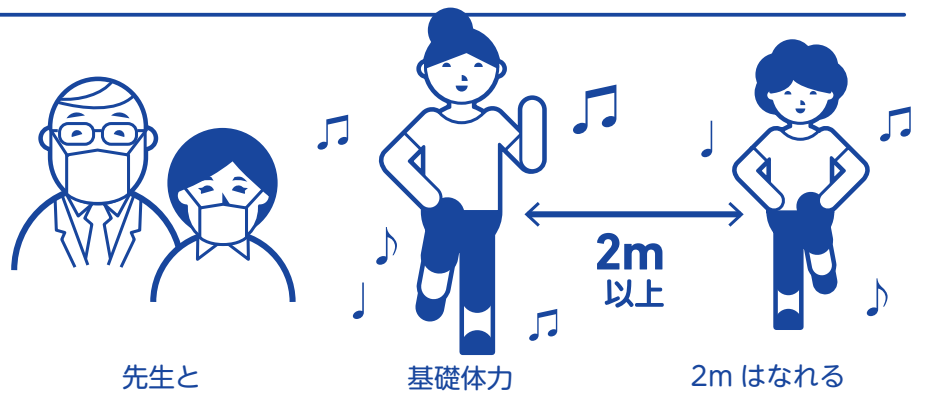
- 食事の前には、給食当番はもとより、児童生徒等全員が手洗いを徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、マスクを着用するなど衛生的な服装であるか、手洗いを徹底しているか等、当番を行うことができるか毎日点検する。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔を1メートルから2メートルを目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。
- 教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫等を行う。

分散登校時に対応する内容

※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 給食を時間差で提供する場合には、衛生管理基準のもと、食中毒等には十分注意する。
- 可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるよう工夫する。
- 衛生管理上の観点から、給食の持ち帰りは想定していないが、保護者の同意等を得た上で、例外的に持ち帰りを実施することなども検討する。

部活動



通常登校に対応する内容

- 部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒に任せて実施するのではなく、教師や部活動指導員等の指導の下で実施する。
- 学校生活と同様に、基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。
- 発熱やだるさなどの風邪の症状が見られる生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。

分散登校時（週5）に対応する内容

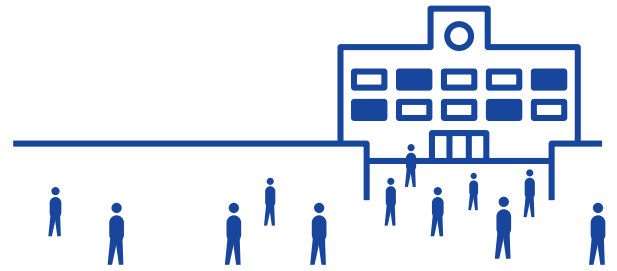
※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 集団での活動機会が少なくなるため、個人練習がしやすい環境を整え、基礎体力などを養うことを推奨する。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間を設定し、同時に同一箇所で大勢が活動しないようにする。
- 活動に際しては、生徒間の距離を2メートル以上空け、大声での会話や発声は避ける。

分散登校時（週2～3）に対応する内容

- 部活動は自粛（必要に応じて、部活動再開に向けた準備を行う。）

休校等の基準



通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 児童生徒や教職員が、PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、学校に連絡する。
- 児童生徒や教職員に感染者が出た場合には、学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。
- 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合には、登校を認めないこととする。その上で、生徒または教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を検討する。
- 以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の拡がりなどを考慮して、所管の教育委員会と相談し、近隣校の対応なども含め協議する。

問い合わせ先

県庁高校教育課	027-226-4641
県庁特別支援教育課	027-226-4651
県庁義務教育課	027-226-4611
県庁健康体育課	027-226-4707